

平成30年度シラバス

文化学園長野保育専門学校

科目名				授業の種類		授業担当者	
日本国憲法				講義		関 良徳	
学年	単位	時間数	授業回数	履修時期	選択・必修		
1	1	30	15	後期	卒業:必修	幼免:必修	保育士:選択
<p>[授業の目的・ねらい]</p> <p>この授業の目標は、私たちの身の周りで生じている様々な憲法上の問題を手掛かりに、日本国憲法の基本原理(国民主権・平和主義・基本的人権の尊重)について理解することです。具体的には、各条文の解釈を通じてその意味を理解すると同時に、判例を適宜参照することで実際の事件と憲法とのかかわりについて考察します。</p>							
<p>[授業全体の内容と概要]</p> <p>授業の前半では、日本国憲法の基本原理や様々な種類の人権について概説し、それらが有している特性や問題点について検討を行います。後半では、人権保障のために設けられている統治機構の各機能について概説します。</p>							
<p>[受講上の注意事項]</p> <p>必ず毎時間出席するとともに、日頃から復習を怠らないように注意して下さい(都合により欠席する場合にはメール等で連絡して下さい)。</p>							
[使用テキスト]				[評価基準]			
池上彰『池上彰の憲法入門』ちくまプリマー新書、2013年。				授業時間内に実施する小レポート(30%)と期末試験(70%)によって評価します。			
[授業の日程と各回のテーマ・授業内容]							
回	項 目			授 業 内 容			
1	憲法と立憲主義			憲法についての基礎的な考え方や、その中核を構成する立憲主義について説明する。			
2	日本国憲法の歴史			大日本帝国憲法から現憲法が成立するまでの歴史的過程及びその正統性を概説する。			
3	国民主権の原理			憲法前文、国民主権及び天皇制について説明する。			
4	平和主義の原理			第9条の解釈及び自衛隊問題について説明し、改憲論について討論する。			
5	基本的人権の原理			人権の諸形式及び人権の主体等について説明する。			
6	包括的基本権と法の下での平等 I			第13条及び第14条について説明し、関連する判例を検討する。			
7	包括的基本権と法の下での平等 II			法の下での平等に関する視聴覚資料を鑑賞し、解説する。			
8	自由権 I - 内心の自由			思想良心、信教、学問の各自由について説明し、関連する判例を検討する。			
9	自由権 II - 表現の自由			表現の自由や知る権利について、判例検討を通じてその限界を考える。			
10	自由権 III - 経済的自由・人身の自由			職業選択の自由や財産権について説明を行う。			
11	参政権と社会権			参政権及び社会権(生存権、教育を受ける権利、労働基本権)について概説する。			
12	統治機構 I - 国会			国会の権能や法律の制定過程について説明する。			
13	統治機構 II - 内閣			内閣の権能や議院内閣制などについて概説する。			
14	統治機構 III - 裁判所・地方自治			裁判所の役割や司法権の独立、地方自治の制度について説明する。			
15	憲法改正論			これまでの学習を振り返り、憲法の意義と改憲論について検討し、討論する。			